

各都道府県知事 様

消 防 庁 次 長

震災対策の徹底について

震災対策の推進については、これまでも数次にわたりお願いをしてきているところですが、本年10月23日に発生した「平成16年(2004年)新潟県中越地震」の状況を踏まえ、下記に留意し、今後とも震災対策に万全を期されるよう改めてお願いします。

また、貴都道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに連絡し、その徹底を図られるようよろしくご配慮願います。

記

1 防災拠点となる公共施設等の耐震化について

今回の災害においては、一部市町村の庁舎が被災により一時期使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、防災拠点となる公共施設等の総点検を行い、早急に耐震診断、耐震改修を進めること。

また、今回の災害においては、建物の倒壊による死者が多く発生しており、住宅の耐震化の促進について建築部局との連携に努めること。

2 初動期の確実な被災情報の収集について

(1) 情報孤立地域への対応について

ア 今回の災害においては、山間部等の一部市町村で、情報孤立化により被災情報の収集に支障を来したことから、被災現地の消防職団員から直接被害情報を収集できるような仕組みや設備の配備等を進め、確実な情報収集体制の確立に努めること。

イ 被災情報の収集に当たっては、N T T回線や防災行政無線の利用とともに、これらが不通の場合であっても、消防救急無線による状況把握が可能な場合があることから、特に、広域消防本部からの都道府県庁や消防庁に対する防災情報の伝達について徹底すること。

(2) 災害発生時の情報伝達手段の確保について

今回の災害においては、災害発生時に重要な情報伝達を担う防災行政無線や震度情報ネットワーク等の業務の執行ができなくなる事例が生じており、「市町村における非常用電源設備の整備等について」(平成16年11月1日付け消防災第209号及び消防情第168号 消防庁防災課長、消防庁防

災情報室長連名通知)において、非常用電源設備の整備の推進等について要請したところであるが、平素から非常用電源設備を用いた訓練を行い、的確な操作の徹底を図るとともに、地震発生後直後に震度計により震度を確認して必要な対応を行うなど、確実な業務執行のための総点検を行うこと。

3 地域防災計画における震災対策の充実について

市町村地域防災計画については、阪神・淡路大震災以降見直しを実施されていない、震災対策について特に記載していない例などが見受けられることから、見直しの推進及び震災対策編を設けるなど内容を充実すること。

また、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が昨年施行されたところですが、同法に定める推進地域において「東南海・南海地震防災対策推進計画」が未だ作成されていない場合は、速やかに作成すること。

4 市町村間における災害時相互応援協定の締結の推進について

今回の災害においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であったことから、都道府県の区域を越えた市町村も含め、できるだけ多くの市町村との災害時応援協定の締結に努めるほか、初動期における物資の確保が課題となったことから、発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができるよう体制整備に努めるとともに、平素から相互に輸送方法やルートの確認を行う等の実践的な訓練を行うこと。

5 災害時における備蓄の推進について

今回の災害においては、被災翌日から避難所において、食料や飲料水、簡易トイレ、毛布等が不足する所が出てきていることから、災害時の備蓄を確保し、数量を確実に把握しておくとともに、配送方法の確立等避難所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入れ体制の整備に努めること。

6 避難者への対応について

今回の災害においては、車中等に避難し、エコノミークラス症候群等により死亡されたケース、長期の避難所生活での疲労・ストレス等により死亡されたケースもあったことから、保健医療スタッフやボランティアによる適切なサポートに配慮するとともに、プライバシーの確保や生活環境に配慮した避難所運営に留意すること。